

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	調査・統計に対する協力

局名	医政局
----	-----

I. 医薬品等に関する統計

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 薬事工業生産動態統計調査

① 手続の概要

i 報告者（医薬品等製造所及び製造販売事務所）

下記ア～ウのいずれかの方法で調査月の翌月10日までに製造所は都道府県宛て、製造販売事務所は経済課宛てに調査票を提出する。

(ア) 事業者システムを利用して、電子調査票を作成し、政府統計共同利用システムを利用してオンライン報告する。

(イ) 事業者システムを利用して、電子調査票を作成し、電磁的記録媒体に入れて郵送する。

(ウ) 紙の調査票に記入して郵送する。

ii 都道府県

都道府県は、製造所から提出された調査票をとりまとめて、調査月の翌月15日までに経済課に提出する。

製造所からオンラインで提出された電子調査票については、厚生労働省システムにオンライン報告するか、電磁的記録媒体に入れて経済課に郵送する。製造所から紙又は電磁的記録媒体で提出された調査票は、経済課に郵送する。

iii 医政局経済課

製造販売事務所又は都道府県からオンライン報告された電子調査票及び電磁的記録媒体で提出された調査票を一つのCDにまとめ、紙調査票とともにデータ処理業務受注者に受け渡す。

データ処理業務受注者が作成した統計表を確認の上、厚生労働省ホームページ、e-Stat及び冊子により月報については調査月の翌々月まで、年報については調査年の翌年末までに公表する。

iv データ処理業務受注者

経済課から受け渡された調査票データ（紙調査票については、データ入力処理を行う。）をシステムで漏れなく処理できるよう精査し、修正、変換を行った上、月報及び年報を作成するための集計処理及び統計表の作成を行い、経済課に提出する。

② 電子化の状況

調査客体数 11,635 事業所のうち、オンライン報告している事業者数は 3,059 事業所（26%）。

(2) 医薬品・医療機器産業実態調査

① 手続の概要

手続の概要関係団体の協力を得て、団体に所属する調査対象者の名簿を作成し、当該名簿に登録された者に対し、それぞれ厚生労働省から直接調査票を送付する。

調査対象者は調査票を記入し厚生労働省へ郵送する。

② 電子化の状況

薬事工業生産動態統計システムの改修に合わせて、オンライン報告を可能とする。(平成 31 年度)

(3) 医薬品価格調査

① 手続の概要

a. 本調査

i 報告者（医薬品販売業者及び病院・診療所・保険薬局）

下記ア～エのいずれかの方法で、2年に1回、調査票配布回収業者宛てに調査票を提出する。

(ア) 医薬品価格調査プログラムを利用して、電子調査票を作成し、政府統計共同利用システムを利用してオンライン報告する。

(イ) 電子調査票を作成し、伝送システムを利用してオンライン報告する。

(ウ) 電磁的記録媒体の調査票に記入して郵送する。

(エ) 紙の調査票に記入して郵送する。

ii 調査票配布回収業者

報告者からオンライン報告された電子調査票、電磁的記録媒体で提出された調査票、紙調査票をデータ入力処理した電磁的記録媒体をデータ処理業務受注者に受け渡す。

iii データ処理業務受注者

調査票配布回収業者から受け渡された調査票データをシステムで漏れなく処理できるよう精査し、修正、変換を行った上、薬価基準改正の基礎資料を作成するための集計処理を行い、経済課に提出する。

iv 経済課

データ処理業務受注者が作成した資料をもとに薬価基準の改正作業を行う。

b. 経時変動調査

i 報告者（医薬品販売業者）

下記ア～イのいずれかの方法で、年に4回、経済課宛てに調査票を提出する。

ア 電子調査票を作成し、伝送システムを利用してオンライン報告する。

イ 電磁的記録媒体の調査票に記入して郵送する。

ii 経済課

報告者からオンライン報告された電子調査票、電磁的記録媒体で提出された調査票をデータ処理業務受注者に受け渡す。

データ処理業務受注者が作成した資料をもとに薬価基準の改正作業を行う。

iii データ処理業務受注者

経済課から受け渡された調査票データをシステムで漏れなく処理できるよう精査し、修正、変換を行った上、薬価基準改正の基礎資料を作成するための集計処理を行い、経済課に提出する。

② 電子化の状況

a. 本調査

調査客体数 9, 750 事業所のうち、オンライン報告している事業者数は 55 事業所 (1%)。

b. 経時変動調査

調査客体数 1, 600 事業所のうち、オンライン報告している事業者数は 55 事業所 (3%)。

これまで一部の調査客体（医薬品販売業者）においてオンライン調査が可能であったが、平成 29 年

に実施する調査からその他の調査客体（病院・診療所・保険薬局）においてもオンライン調査が可能となる。

(4) 特定保険医療材料・再生医療等製品価格調査

① 手続の概要

報告者（医療機器販売業者及び病院、診療所、保険薬局、歯科技工所）は下記、ア～ウのいずれかの方法で、2年に1回、調査票配布回収業者宛てに調査票を提出する。

ア 価格調査用プログラムを利用して、電磁的記録媒体にて回答する。

イ 紙の調査票に記入して、郵送する。

ウ 価格調査用プログラムを利用した政府統計オンライン調査総合窓口で報告する。

② 電子化の状況

平成27年度調査より、オンライン調査を実施。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

1の統計における行政手続コストは概算で1,027,187時間である。

① 薬事工業生産動態統計調査について

報告者の負担軽減、調査の効率化等に向けて大幅見直しを予定している。平成28年度に見直し案を作成し、関係団体、都道府県、関係省庁に照会した上、パブコメを2回実施し、見直し案がほぼ確定している。見直し案の内容は主に以下のとおり。

(1) 不要な調査票及び調査項目の廃止

(2) 用語の定義の明確化

(3) 調査客体の集約（医薬品等の製造販売事務所（4,387事業者）及び製造所（7,248事業者）の両者を調査客体としているが、原則製造販売事務所のみを調査客体とする）。

(4) 製造販売事務所については全面オンライン化（報告者の利便性の高いシステムの開発）

(5) 記入要領の全面改訂

なお、調査の見直しは平成31年1月からを予定しており、調査計画の変更について本年10月頃から総務省統計委員会の諮問を受ける予定。平成29年中に新システムの仕様を確定させ、平成30年度にシステム改修を行う。

② 医薬品・医療機器産業実態調査について

オンライン化を導入する。

①②の削減により、合計で70%の削減が見込める。

3 コスト計測

1. 選定理由

コスト計測の対象を薬事工業生産動態統計調査と医薬品・医療機器産業実態調査とする。

これは、医政局の所管する統計調査について、全体のコスト時間の90%以上を占めるためである。

2. コスト計測の方法及び時期

コスト計測の方法は以下の通りとする。

- ・ 各統計の対象事業者数の一定割合の事業者にヒアリング調査を行い、その平均値を全事業者数で乗じて全体のコストを計測する。

コスト計測の時期は、8～9月とする。

Ⅱ. 看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 入学状況調査

① 手続の概要

入学した者の属性（性別・年齢・学歴等）の集計

② 電子化の状況

100%

(2) 卒業生就業状況調査

① 手続の概要

卒業した者の就業状況の集計

② 電子化の状況

100%

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 入学状況調査

- ・本調査は100%オンライン化されており、調査の項目自体も最小限かつ、看護師等学校養成所において当然に把握しているものであり、本調査のために独自に集計しているものではない。
- ・調査の作業時間も短く（13分）、簡素化は十分にされている。

(2) 卒業生就業状況調査

- ・本調査は100%オンライン化されており、調査の項目自体も最小限かつ、看護師等学校養成所において当然に把握しているものであり、本調査のために独自に集計しているものではない。
- ・調査の作業時間も短く（11分）、簡素化は十分にされている。